

青森大学発明補償金等支払規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青森大学知的財産審査委員会規程（以下「審査委員会規程」という。）第11条の規定に基づき、青森大学（以下「本学」という。）が知的財産権の実施又は譲渡により収益を得たときの補償金等の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、審査委員会規程で使用する用語の例による。

(実施時等の補償金等)

第3条 審査委員会規程第11条第2項の規定により本学が収益を得たときは、当該知的財産権（以下「発明」という。）に係る創作をした教職員（以下「発明者」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じた実績補償金を支払うものとする。その際、当該発明に要した出願経費、維持経費及び技術移転事業者等が要する経費を控除した後の収入額を当該各号に定める配分の割合により算出した額とする。

- (1) 100万円以下の部分 60%
- (2) 100万円を超え1,000万円以下の部分 45%
- (3) 1,000万円を超える部分 30%

2 前項の場合において、発明者は、当該実績補償金の額のうちから、当該金額を研究室等（発明者が所属する学部等をいう。）に配分することができるものとする。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、顕著な発明等については、青森大学知的財産審査委員会の議を経て審査委員会規程第11条第1項に規定する補償金を支払うことができるものとする。

(雑則)

第4条 この規則の改正は、審査委員会で審議し、学長が行う。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。